

香川高等専門学校図書館文献複写料金後納実施細則

平成 22 年 10 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この細則は、香川高等専門学校図書館文献複写規程第 5 条第 2 項により次のとおり定める。

(後納対象機関等)

第 2 条 文献複写料金の後納を許可する機関等（以下「後納対象機関等」という。）は、別表のとおりとする。

(手続き)

第 3 条 文献複写料金の後納に関する手続きは、年度ごとに行うものとする。

(後納の申請)

第 4 条 文献複写料金の後納は、後納対象機関等の長が様式第 1 に定める「文献複写料金申請書」により校長に申請するものとする。

(後納の許可)

第 5 条 校長は、申請を審査の上、文書番号を付して、様式第 2 の文献複写料金後納許可書を発行する。

(後納の成立)

第 6 条 文献複写料金の後納は、文献複写申込書に文書番号を明示することにより成立する。

(請求)

第 7 条 文献複写料金の請求は 1 か月ごとに整理し、納入の告知は文献複写物を引き渡した日の属する月の翌月の 10 日（3 月分については、年度の末日）までに請求書を発行する。

附 則

この細則は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

別表

後納対象機関等

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条の大学又は高等専門学校に設置された図書館及びこれに類する施設
- (2) 大学等における教育に類する教育を行う教育機関で当該教育を行うにつき学校教育法以外の法律に特別の規定があるものに設置された図書館及びこれに類する施設（国又は地方公共団体又は民法第 34 条の法人が設置するものに限る）
- (3) 学術の研究を目的とする研究所，試験所その他の施設で法令の規定によつて設置されたものに設置された図書館及びこれに類する施設（国又は地方公共団体又は民法第 34 条の法人が設置するものに限る）
- (4) 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館
- (5) 学校図書館法（昭和 28 年法律第 185 号）第 2 条に規定する学校図書館
- (6) 国立国会図書館法（昭和 23 年法律第 5 号）第 1 条に規定する国立国会図書館
- (7) 外国の政府又は地方公共団体が定める学校教育に関する法令の規定によつて設置された図書館及びこれに類する施設
- (8) 外国の政府又は地方公共団体が設置した図書館
- (9) 文部科学省が小学校又は中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設に設置された図書館及びこれに類する施設

備考

- (1)～(5)については，独立行政法人として設置されているものを含む

様式第1

平成 年 月 日

文献複写料金後納申請書

香川高等専門学校長 殿

機 関 長 名

○ ○ ○ ○ 印

研究者等への迅速な情報提供を行うため、本学（校）図書館の依頼に係る平成 年度の文献複写料金の後納を申請します。

文献複写料金後納許可書

機 関 長 殿

香川高等専門学校長

〇 〇 〇 〇

平成 年 月 日付けで申請のあつた香川高等専門学校に係る文献複写料金を後納することについては、下記の条件で許可します。

記

1. 料金の支払い及び支払期限を厳守すること。
2. 料金は、1 か月ごとに複写物の引渡し（郵送の場合は本校図書館からの発送）が行われた日の属する月の翌月の末日（複写物の引渡しが3月に行われたものについては、翌月の20日）までに支払うこと。
3. 延滞金については、国の債権の管理等に関する法律（昭和31年法律第114号）の規定を準用し徴収するものであること。
4. 後納を許可する期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとすること。
5. 文献複写料金及び納付方法等については、本校の定めによること。
6. 1 から5に定める条件に違反した場合は、特段の事由がない限り後納の許可を取り消すことがあること。